

## 平成30年度秋季全国火災予防運動

11月9日(金)から11月15日(木)までの7日間は、全国火災予防運動週間です。  
寒い時季となってきましたので、火を使う事が多くなります。火の元、火の取扱いには十分注意され、火災予防を心がけましょう。

《防火標語》 「忘れてない？サイフにスマホに火の確認」

《重点目標》

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- ③ 放火火災防止対策の推進
- ④ 特定防火対象等における防火安全対策の徹底
- ⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底



住宅防火 命を守る 7つのポイント - 3つの習慣・4つの対策 -

★★ 3つの習慣★★

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

★★ 4つの対策★★

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

日頃から、習慣づけ、対策を行い、自分で命を守りましょう。

《問い合わせ》 危機管理課 ☎33-4112



## 消防団員募集！！ -我が町を我が手で！-

皆さん消防団をご存知でしょうか？

消防団は「自分たちの町は自分たちで守る！」という使命感のもと、火災や風水害などへの災害出動、火災予防広報などの防災活動を行い、市民の生命・身体・財産を守るため活躍しています。

あなたも地域の防災リーダーとして活躍してみませんか？

※ 八代市消防団では、男性・女性問わず消防団員を随時募集しています。

【八代市消防団坂本方面隊の概要】

- 団員数 201名(平成30年10月1日現在)
- 年間活動 新入団員及び全体訓練(4月)  
八代市総合防災訓練(9月)  
年末特別警戒(12月)  
八代市出初式(1月)  
春・秋季全国火災予防運動啓発活動
- 入団資格 八代市在住の満18歳以上の方
- 待遇 ・年報酬、出動手当などの支給  
・公務災害補償  
・退職報償金の支給(5年以上勤続)など



《問い合わせ》 危機管理課 ☎33-4112  
地域振興課 ☎45-2211

## 第32回坂本ふるさとまつり ～ぼたもちと自然の恵み“さかもと”～

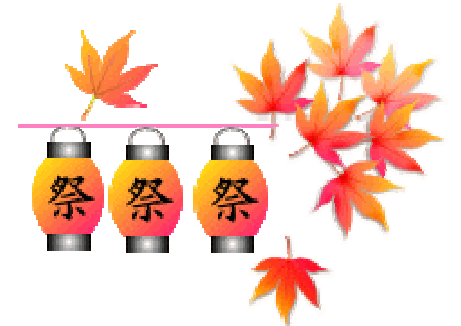
と き： 平成30年11月11日(日)

と ころ： グリーンパークさかもと(坂本支所横広場)、坂本コミュニティセンター(旧坂本公民館)

先月号の支所だより掲載しておりましたプログラムが、下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

### ☆プログラム☆

9:00～	お買い物券販売 鮎の割引券配布
9:30	オープニング 「スマイルハート」バルーンアートショー
10:00	開会宣言 主催者あいさつ 来賓あいさつ もち投げ 響け！わんぱく合唱団
10:30	「0ステーション」ミニライブ
11:00	なんでもオンステージ ————— ステージ休憩 —————
13:15	米俵担ぎ大会
14:15	「冠二郎」歌謡ショー
15:00	閉会宣言 わくわく抽選会
15:30	エンディング



12:00  
} わくわく抽選会  
14:00 抽選券配布

皆さま、お誘い合わせのうえ、ご来場ください！！詳しくは、市報の折込チラシをご覧ください。

## 人権擁護委員をご存じですか？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う民間ボランティアです。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けており、問題解決のための職務を行うに当たっては、関係者の秘密を守ります。

### 人権擁護委員による特設人権相談所を開設します

色々々な人権問題、家庭内や隣近所のもめごとなど日常生活全般にわたる紛争や法律問題など、様々な相談に応じています。ひとりで悩まずご相談ください。

予約不要です。当日会場へお越しください。

と き： 平成30年12月5日(水)  
時 間： 午前10時～午後3時  
場 所： 坂本支所 2階会議室  
人権擁護委員： 萼 珠美 氏、宮崎 広美 氏

《問い合わせ》 地域振興課 ☎45-2211

